

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年4月28日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

（令和5年3月1日～3月31日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
三宮 幸雄	三宮ゆきお後援会	令和5年3月1日
松田 典子	松田のりこをもっと大きく育てる会	令和5年3月29日

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
北角 嘉幸	きたずみよしゆき政策研究会	令和5年3月25日
山根 史子	さわやか会	令和4年12月10日